

■高校野球のケーススタディー（第37回）■

一般財団法人
兵庫県高等学校野球連盟



高校野球における公式試合や練習試合の中で生じたプレイの中で、“こんなプレイ、ルールではどうなるの？”といった疑問について、ルールの側面から解説します。

○ 疑義に対する対応について

二死走者2塁。センター前ヒット、2塁走者が3塁を空過しホームイン。その後、三塁手から2塁走者の空過に対するアピールがあり、3塁審判員は守備側のアピールを認め2塁走者をアウトとし、得点0で攻守交代としました。

攻撃側の伝令【アウトとなった選手】が3塁審判員に「どうしてアウトなのですか」と確認にきました。3塁審判員から「空過を確認しており、守備側からのアピールを認めました」と説明を受けました。その後、3塁審判員は場内放送を行いました。しかし、攻撃側ベンチから再度伝令がきて「ベースを踏みました」と確認にきましたが、3塁審判員は「先ほどの判定が最終判定なので、規則により疑義は受け付けられない」と伝えました。

さて、この疑義（規則適用の訂正を申し出る行為）について関係する規則はどうなっているのでしょうか。公認野球規則 8.02 では、「審判員の裁定」について、次のように記載されています。（要旨抜粋）



8.02(a)： **審判員の判断に基づく裁定は最終のものであるから、その裁定に対して異議を唱えることは許されない。**

8.02(b)： 審判員の裁定が規則の適用を誤って下された疑いがあるときには、監督だけがその裁定を規則に基づく正しい裁定に訂正するように要請することができる。

8.02(c)： 審判員が、その裁定に対してアピールを受けた場合は、最終の裁定を下すにあたって、他の審判員の意見を求めることはできる。裁定を下した審判員から相談を受けた場合を除いて、他の審判員の裁定に対して、批評を加えたり、変更を求めたり、異議を唱えることは許されない。審判員が協議して先に下した裁定を変更する場合、審判員は走者をどこまで進めるかを含めすべての処置をする権限を有する。この審判員の裁定に、異議を唱えられず、異議を唱えれば、試合から除かれる。

高校野球特別規則 26： **規則適用上の疑義を申し出る場合は、主将、伝令、または当該選手に限る。**

今回のケースにおいては、一度目の疑義に対する説明の後、**3塁審判員が場内放送を通して最終の裁定**を行いました。そのため、その後の2塁走者からの疑義に関しては受け付けられないという旨の回答を行ったのです。また、疑義の申し出を受けた審判員も必要以上の時間を費やしたり、控え審判員や大会役員の意見をそのまま受け入れて判定を下すような無定見な審判ぶりをする事なく、一般観衆にも不信感を与えない責任ある判定をすることが求められます。審判員は、冷静に主将などの申し出をよく聞いて内容を確認し、回答や説明には十分言葉を選んで、監督に説明が伝わるよう丁寧に分かりやすくすることが大切です。（高校野球審判の手引き「トラブル防止について」から抜粋）



高校野球では、疑義の申し出に対しては、すべて**選手を通じて確認**しますので、お互いに分かりやすい丁寧な言葉を選んで伝達するとともに、**監督も審判員の説明を理解された場合は、確認の返信（アンサー）をお願いしたい**と思います。